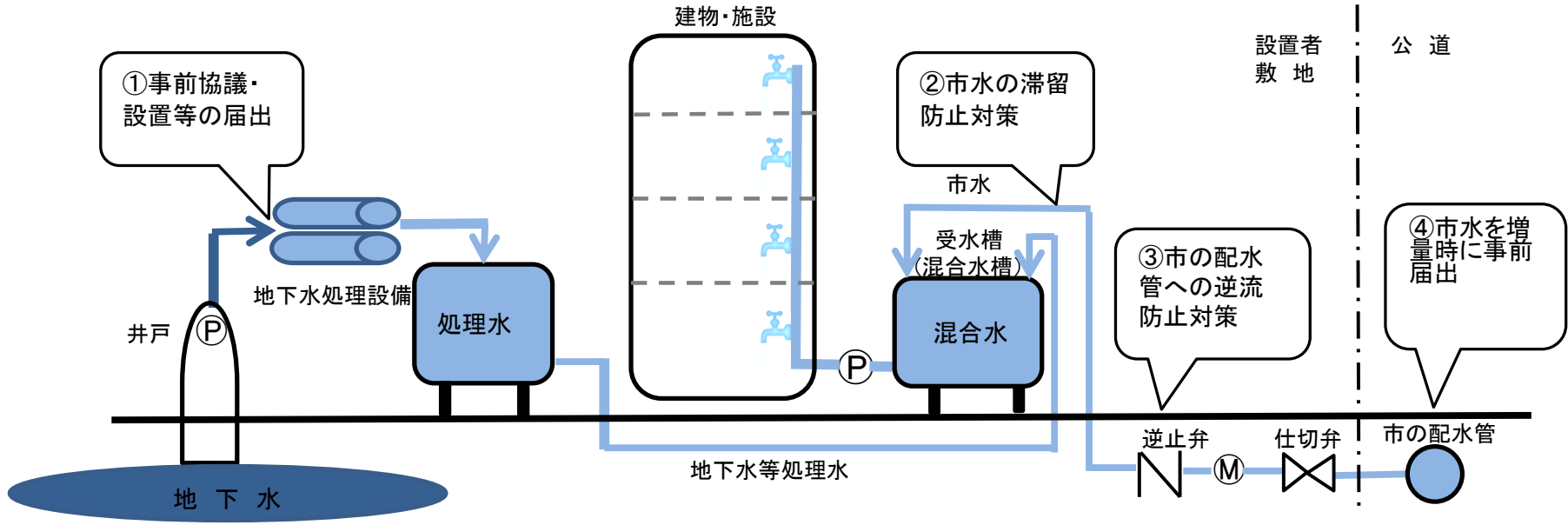


地下水等利用専用水道設置者への指導等の概要

〈一般的な地下水利用専用水道施設の例〉



地下水等と市水を混合して、使用する専用水道が該当します。

①事前協議・設置等の届出

地下水等利用専用水道の設置時及び変更、廃止時等に協議・届出が必要になります。

提出書類 [地下水等利用専用水道設置計画書(様式1号)、地下水等利用専用水道設置届出書(様式2号)]
[地下水等利用専用水道設置変更・廃止届出書(様式3号)]

②市水の滞留防止対策

市水の受水を著しく減らすために起こる可能性がある給水管内での市水の滞留防止対策に適正な維持管理が必要になります。

③市の配水管への逆流防止対策

混合水や地下水等処理水が市の配水管に逆流することを防止する対策(逆止弁・市水単独水槽の設置、混合水槽流入管・越流管等の仕様変更)が必要になります。

④市水を増量時に事前届出

市水の受水を著しく増量して使用することで、起こる可能性がある他の使用者への給水障害(赤水・出水不良等)を防止するために事前の届出が必要になります。

提出書類 [市水の受水増量届出書(様式4号)]